

印鑑登録システム標準仕様書 (案) 全国照会結果について

令和 3 年 9 月 1 6 日

目次

I 全国照会を踏まえた主な見直し

1. 既存印影データの解像度の取り扱い
2. 可視台帳の保管運用に関する規定の見直し
3. 抑止措置の見直し
4. 照会方法及び照会書内容
5. 住民記録システム連動抹消・修正における記載の見直し

II ご意見を踏まえた個別の論点

III 主なご意見と対応

IV ご質問と回答

V 今後の検討課題

Appendix アンケート結果

I 全国照会を踏まえた主な見直し

I 全国照会を踏まえた主な見直し

凡例 下線：削除箇所
太線：追加修正箇所

1. 既存印影データの解像度の取り扱い (1 / 2)

- 印影の解像度は600dpiに統一します。
- ただし、全国照会でのアンケートの結果（※次頁参照）、既存データの解像度は様々存在したため、標準準拠システムへ移行する前のデータについては600dpi以外の解像度を許容することとします。

記載文章

印鑑登録システム標準仕様書（全国照会前）

4.5.1. 印影読込

【実装すべき機能】

印影は可視台帳からスキャナで読み取り登録できること。印影の解像度は600dpiであること。

読み取った印影はBMP形式またはBMP形式に可逆変換できること（例：TIFF）。読み取った印影について必要な部分のみの切り出し処理が行えること。スキャナでの印影読み込み時に色と濃度が調整できること。スキャナで読み込んだ印影を回転させ、体裁を整えることができること。スキャナの読み取り位置を設定できること。

改定案

4.5.1. 印影読込

【実装すべき機能】

印影は可視台帳**又は印鑑本体**からスキャナで読み取り登録できること。印影の解像度は600dpiとするが、**標準準拠システム移行前に当該解像度以外で読み取った印影については、そのままの解像度で差し支えない取り扱いとする。**

読み取った印影はBMP形式またはBMP形式に可逆変換できること（例：TIFF）。読み取った印影について必要な部分のみの切り出し処理が行えること。スキャナでの印影読み込み時に濃度が調整できること。スキャナで読み込んだ印影を回転させ、体裁を整えることができること。スキャナの読み取り位置を設定できること。

I 全国照会を踏まえた主な見直し

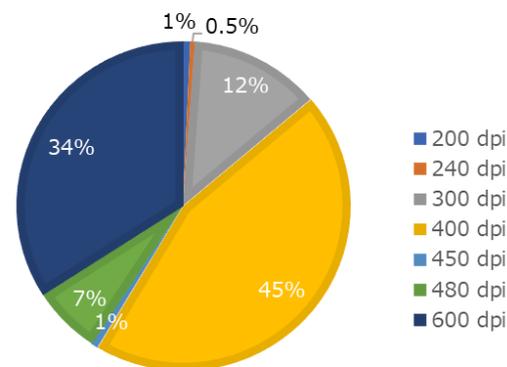
1. 既存印影データの解像度の取り扱い (2 / 2)

- 印影データの解像度に関するアンケート結果を以下に記載します。
- 前頁に記載した対応方針は、当該回答結果を踏まえて検討しています。

印影データの解像度に関するアンケート結果

Q : 貴自治体が、現行システムで取り込んでいる印影データの解像度を伺いたい。(単位 : dpi)

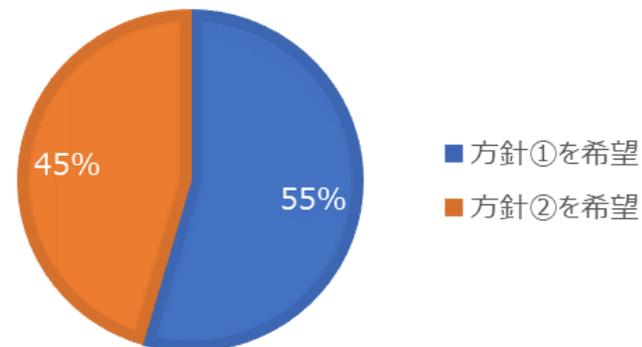
A :



Q : 貴自治体の状況も鑑み、下記いずれの方針がよいと考えるか。

A :

- ①システム移行時に、すべての印影データを600dpiに統一する。
- ②新規で取り込む印影については600dpiに統一し、過去の印影データについては600dpi以下として、そのまま移行する。ただし、600dpi以外で出力した印鑑登録証明書には、600dpiではないことの注釈書きをする。(解像度が異なるデータが混在することにより、システム内の印影比較については精度が落ちる。)



I 全国照会を踏まえた主な見直し

2. 可視台帳の保管運用に関する規定の見直し（1 / 2）

凡例 下線：削除箇所
太線：追加修正箇所

- 可視台帳を保管する規定を削除しました。
- 保管運用を全面的に廃止することを検討しましたが、多くの自治体から保管したいとの意見が挙がったことから、保管については規定しないこととします（規定しないため保管は許容される。）。

印鑑登録システム標準仕様書（全国照会前）

4.5.1. 印影読込

・
・
・

【可視台帳】

・印影を紙に押下した紙原本を指す。 } 用語定義に移動
・印影及び印影以外の情報はすべてシステム上に登録し印鑑登録原票とするが、印影については電子データ保存の場合縮尺等が変更されてしまう可能性があることから、可視台帳は別途保管することとする。（そのため、印影差し替えの場合は紙原票（可視台帳）の差し替えをおこなう。）

改定案

4.5.1. 印影読込

・
・
・

－（削除）

記載文章

I 全国照会を踏まえた主な見直し

2. 可視台帳の保管運用に関する規定の見直し（2 / 2）

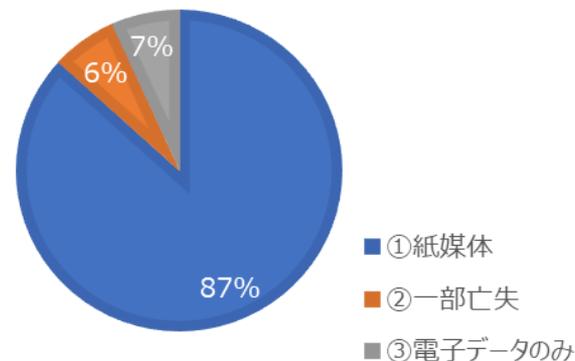
- 印影データの保管状況に関するアンケート結果を以下に記載します。
- 前頁に記載した対応方針は、当該回答結果を踏まえて検討しています。

印影データの保管状況に関するアンケート結果

Q： 印影・印影データの保管状況について、貴自治体の現状を選択いただきたい。

- ① 印影は紙媒体での管理をおこなっている。
- ② 印影は紙媒体での管理をおこなっているが、災害等の理由により、一部亡失し、電子データのみで管理を行っているものもある。
- ③ 電子データにおいて管理しており、紙媒体での管理を行っていない。

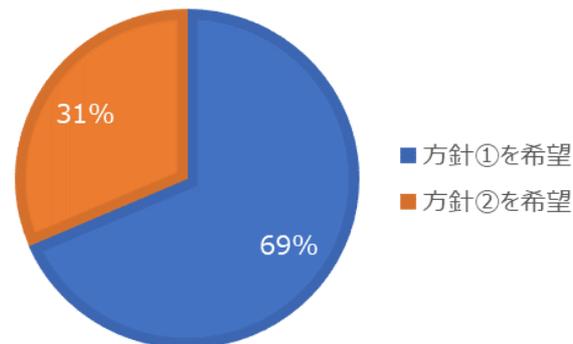
A：



Q： 貴自治体の状況も鑑み、下記いずれの方針がよいと考えるか。

- ① 印影については紙媒体（可視台帳※1）での管理を行う。
- ② 印影についてはバックアップ体制や偽造防止体制を整えたうえで、電子データで管理することとし、紙媒体は破棄する。

A：



※1 【可視台帳】…印影を紙に押下した紙原本を指す。

I 全国照会を踏まえた主な見直し

3. 抑止措置の見直し (1 / 2)

凡例 下線：削除箇所
太線：追加修正箇所

- 抑止措置については支援対象者以外もすべて住民記録システムから連携されることとします(特別養子縁組、氏名空欄の場合を除く。)(①)。

印鑑登録システム標準仕様書 (全国照会前)

3.1. 異動・交付・照会抑止

【実装すべき機能】

印鑑登録証明書の交付抑止を管理できること。

D V等支援対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ。）

に対する印鑑登録証明書の交付抑止、その他の抑止を管理できること。抑止設定の有無は住民記録システムから最新のD V等支援対象者情報と連動し、個人ごとに「有」に設定できること。

各抑止機能について、異動の入力、12.1（審査・決裁）に規定する仮登録から本登録への移行、印鑑登録証明書の交付、照会などの処理ごとに、個人単位で、抑止（エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理可（抑止なし））を設定できること。

抑止設定・解除は住民記録システムで対応し、住民記録システムにおいて抑止が終了した場合は、住民記録システムと連動して、抑止設定の有無を無に設定できること。

抑止については複数設定することができ、設定ごとに、抑止する処理・抑止レベル（エラー・アラート）の設定ができること。

改定案

3.1. 異動・交付・照会抑止

【実装すべき機能】

住民記録システムの最新の抑止情報と連動した抑止が実施されること（抑止事由が「特別養子縁組」及び「氏名空欄」の場合を除く。）。

住民記録システムにて設定された異動入力、証明書発行、照会などの処理ごとにおける、個人単位の抑止（エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理可（抑止なし））に応じ、印鑑登録システムにおいても同等の処理が抑止され、開始日及び終了日についても確認できること。

抑止設定・解除は住民記録システムで対応し、住民記録システムにおいて抑止が終了した場合は、住民記録システムと連動して、抑止設定の有無を無に設定できること。

I 全国照会を踏まえた主な見直し

3. 抑止措置の見直し (2 / 2)

凡例 下線：削除箇所
太線：追加修正箇所

- 印鑑登録システム独自で抑止が必要な場合は設定・解除ができることとします(②)。
- 一時解除については、印鑑登録システムにおいて実施ができることとします(③)。
- コンビニ交付に対しても抑止設定及び解除情報が連携されるよう明示します(④)。

印鑑登録システム標準仕様書 (全国照会前)

3.1. 異動・交付・照会抑止

【実装すべき機能】

－ (記載なし)

改定案

3.1. 異動・交付・照会抑止

【実装すべき機能】

(②)印鑑登録システム独自で抑止が必要な場合 (成年被後見人に対する抑止等) においては、異動入力、証明書発行、照会などの処理ごとに、個人単位で、抑止 (エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理可 (抑止なし)) の開始日及び終了日設定が可能であること。抑止又は解除できる権限は個別に設定できること。なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。

(③)抑止が終了していない者について、住民記録システムにおいて設定された抑止も含め、抑止の一時解除ができること。また、抑止の一時解除については、庁内各システムで誤って本解除として扱われないように、コンビニ交付システムを含む庁内各システムへのデータ連携は不要とすること。

一時解除後、必要な処理が完了したら手動で一時解除を元に戻し、失念していた場合は一定時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。また、一時解除できる権限は個別に設定できること。

検索結果の表示の際、抑止対象であることが明らかとなること。抑止事由 (支援措置、外字作成中、実態調査等) は住民記録システムで選択された内容が表示できること。印鑑登録システム独自で設定した場合は抑止事由を選択できること。

(④)証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付に対しても自動連携されること。

I 全国照会を踏まえた主な見直し

4. 照会方法及び照会書内容

凡例 下線：削除箇所
太線：追加修正箇所

- 照会書については、ご意見を踏まえ修正を加えます。
- 備考欄を設けたため、持ち物以外についても自治体によって記載したい内容を記載可能とします。

記載文章

改定案

照会番号 XXXXXXXXXXXX

令和 年 月 日

印鑑の登録に関する照会書

回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。 本人署名 _____

備考：

お問い合わせ先
< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

【修正点①】照会番号付番
照会番号で管理するというご意見を踏まえ、照会番号を付番・印字できることを実装してもしなくても良い機能とする。

※登録番号で管理することも考えられるが、回答登録の際に配布する印字済みの印鑑登録証の番号とする際には照会時に番号管理ができないため。

【修正点②】備考欄
持ち物について記載を検討していたが、持ち物以外についても記載をしたいとの意見から、「備考欄」とし、自治体ごとに自由記載とする。

【修正点③】問い合わせ先
問い合わせ先を設け、窓口を指定する。
※指定以外の窓口での受付も可。

I 全国照会を踏まえた主な見直し

5. 住民記録システム連動抹消・修正における記載の見直し (1/2)

凡例 下線：削除箇所
太線：追加修正箇所

- 住民記録システムと連動しているため、印鑑登録原票（除票）確認票の出力は実装すべき機能から削除します。ただし、確認作業の漏れを防ぐため、当該者について一覧で確認できることについては実装すべき機能に変更します(①)。
- 氏名変更等、印影に対する影響の有無を人手によって確認する機能については、新たに設けた「6.3.2. 住民記録連動修正」において規定します(②)。
- 指定都市の区間異動の場合は、印鑑登録情報を転入区に引き継ぐことを実装してもしなくても良い機能とします(③)。

印鑑登録システム標準仕様書（全国照会前）

6.2.3. 住民記録連動抹消

【実装すべき機能】

印鑑の登録を受けている者の住民票の消滅が発生した場合、住民記録システムと連動し、自動的に当該者の印鑑の登録を抹消できること。

(①)その際、印鑑登録原票（除票）確認票を出力できること。仮登録（照会中）の登録申請者の住民票に上記の異動が発生した場合は、住民記録システムと連動し、自動的に当該申請が取り消されること。
(②)また、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除及び成年被後見人に該当した場合については、住民記録システムと連動し、アラートでその旨を表示し、個別に確認のうえ処理することができること。

住民記録システムとの連動は、住民記録システムから最新の登録情報が照会でき、管理することで、30.1（データ構造）に規定する最新データの保持を実現できること。

【実装してもしなくても良い機能】

(①)自動的に当該者の印鑑の登録を抹消した場合、対象者を抽出したファイルを作成できること。

(②)外国人住民について、氏名のカタカナ表記に基づき作成された印鑑を登録している場合において、氏名の順序等の変更があったとき、住民記録システムと連動して当該印鑑の登録を抹消できること。

改定案

6.2.2. 住民記録連動抹消

【実装すべき機能】

印鑑の登録を受けている者の住民票の消滅が発生した場合、住民記録システムと連動し、自動的に当該者の印鑑の登録を抹消できること。照会中の登録申請者の住民票に上記の異動が発生した場合は、住民記録システムと連動し、自動的に当該申請が取り消されること。**(①)また、対象者を一覧で確認できること、又は対象者を抽出したファイルを作成できること。**

住民記録システムとの連動は、**デジタル庁を中心に検討することとされたデータ要件・連携要件に対応し**、住民記録システムから最新の登録情報が照会でき、管理することで、30.1（データ構造）に規定する最新データの保持を実現できること。

【実装してもしなくても良い機能】

(③)指定都市の区間異動（区間転入）の場合は登録を抹消せず、転入区での印鑑登録情報を転入区側に引き継ぎ利用できること。

I 全国照会を踏まえた主な見直し

5. 住民記録システム連動抹消・修正における記載の見直し (2/2)

凡例 下線：削除箇所
太線：追加修正箇所

- 印鑑登録証明書の誤交付を防ぐため、アラートではなくエラー表示として、職員の確認が完了するまで交付ができないこととします(④)。
- 確認作業の漏れを防ぐため、当該者について一覧で確認できることについて追加します(⑤)。

記載文章	印鑑登録システム標準仕様書 (全国照会前)	改定案
	- (新規作成項目)	<p>6.3.2. 住民記録連動修正</p> <p>【実装すべき機能】 氏名変更、旧氏の変更、旧氏の削除、通称の記載、通称の削除、「氏名のカタカナ表記」の変更、「氏名のカタカナ表記」の削除及び成年被後見人に該当した場合については、住民記録システムと連動し、(④)エラーとしてその旨を表示し、個別に確認の上処理することができること。(⑤)また、当該者を一覧で確認できること、又は当該者を抽出したファイルを作成できること。</p> <p>住民記録システムとの連動は、デジタル庁を中心に検討することとされたデータ要件・連携要件に対応し、住民記録システムから最新の登録情報が照会でき、管理することで、30.1 (データ構造) に規定する最新データの保持を実現できること。</p>

Ⅱ ご意見を踏まえた個別の論点

Ⅱ ご意見を踏まえた個別の論点

1. 印鑑登録事務における決裁について

- 印鑑登録事務において、決裁機能は不要とのご意見が挙がりました。
- 印鑑の登録事項を踏まえると、仮登録や決裁を行う必要性は低いとのご意見ですが、登録行為である以上決裁は必須と考え、現状ご意見に対する対応はしていません。

印鑑登録システム標準仕様書（現状）	ご意見
<p>12.1. 審査・決裁</p> <p>【実装すべき機能】</p> <p>印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の仮登録及び本登録を行えること。<u>異動入力した内容は仮登録状態として、審査後の、決裁により本登録とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・・・	<p><修正案></p> <p>自治体によっては仮登録を行わず最初から本登録を行う運用ができるよう、運用方法を自治体により選択可能とする旨を付記してほしい。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none">・ 住民基本台帳システムと異なり、仮に入力誤りがあったとしても他業務へ影響を与えることが無く、特に小規模自治体においては自治体職員の負担が増えることに比べるとメリットが小さいと考えるため。・ 印鑑登録事務にあっては、審査後の、決裁により本登録とする機能は不要と考えます。印鑑登録の登録事項中、印影以外は住民票の内容と一致するため、仮登録してまで確認する必要はないと考えます。・ 事務上決裁が必須であったとしてもシステム化を必須とするかどうかは別問題だと考えます。小規模自治体では300を超える導入団体でも審査・決済機能を要望されたことはなく、問題なく運用されている。印鑑登録システムの審査・決裁機能は【実装してもしなくても良い機能】としていただきたい。・ 可視台帳をなくしてシステム内で決裁まで完結できるようにするか、システム外の運用を是として、可視台帳も紙決裁も必要とするか、どちらかを選ぶ必要があるのではないのでしょうか。 <p>等</p>

事務局の見解

- ・ **登録行為である以上決裁は必須**と考える。
- ・ 紙の決裁を可能とするか等について、検討会において討議したい。

Ⅱ ご意見を踏まえた個別の論点

2. 印影の登録時におけるゴミの除去について

- 印影登録時のゴミの除去を可能とするご意見が挙がりました。
- 印影の改製については、改ざんと境界を踏まえて検討しています。回転や濃度調整は元の印影を損なうほどの調整ではないことから許容しますが、ゴミの除去については改ざんと境界が明確にできないため、現状ご意見に対する対応はしていません。

印鑑登録システム標準仕様書（現状）	ご意見
<p>4.5.1. 印影読込</p> <p>【考え方・理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・・・ <p><u>印影の周辺の汚れ（黒点）を削除できることも検討されたが、印影の改ざんと境界を明確にできないことから盛り込まないこととした。</u></p>	<p><修正案></p> <p>【実装すべき機能】</p> <p><u>スキャナでの読み込み時に映り込んだゴミなどのデータを消すことができること。（消しゴム機能）</u></p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none">・ ゴミなどにより本来の印影とはちがう影を取り除く必要があるため。・ 「印影の周辺の汚れ（黒点）」が残ったままで、印鑑証明書を交付することは、受け取った住民に不快を与える可能性があり、住民サービスの低下につながるため。・ 改ざんと明確な境界が設けられないという理由はあるものの、法律や条例等に基づいて市区町村の職員の方又は委託職員の方が操作することから、便宜的な範囲であれば、システム的に厳密にするべきではないと考える。・ 職員が意識的に印影そのものを加工する事は無いと考える。不要な情報を削除し、印鑑登録及び証明書を発行できることの利点は大きく、機能化の効果は高いと考える。 <p>等</p>

事務局の見解

- ・ ゴミの除去については改ざんと境界が明確にできないため、許容しない考え。

II ご意見を踏まえた個別の論点

3. 印影の登録時に記録する項目について

- 将来的な移行を考慮した場合、印影データのヘッダ情報の状態が移行容易性に影響するとのご意見が挙がりました。
- 標準仕様において、印影の登録時に記録すべき情報は何かを整理したうえで仕様追加を検討します。

印鑑登録システム標準仕様書（現状）	ご意見
<p>4.5.1. 印影読込</p> <p>【実装すべき機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・・・ <p>読み取った印影はBMP形式またはBMP形式に可逆変換できること（例：TIFF）。</p>	<p><修正案></p> <p>【実装すべき機能】</p> <ul style="list-style-type: none">・・・ <p>読み取った印影は BMP 形式または BMP 形式に可逆変換できる形式（例：TIFF）とし、<u>画像形式に従ったヘッダ情報について、必須のものをすべてセットすること。</u></p> <p><理由></p> <p>過去の他ベンダーへの移行において、移行コストが増大するのは、画像データ内のヘッダ情報が記録されていない、あるいはヘッダ情報そのものがデータ内から切り取られたような一般的でない特殊なイメージデータとなっているケースがあるため。</p>

事務局の見解

- ・ 印影の登録時に記録すべき情報（縦・横の解像度、縦・横のサイズ、圧縮方法等）を整理したうえで仕様追加を検討したい。

Ⅲ 主なご意見と対応

Ⅲ 主なご意見と対応

■ 住民データ関連 (1/1)

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 機能要件	1.1.1 日本人 住民データの 管理	実装すべき機能中【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】に「性別」の記載がある。	「性別」の項目を実装してもしなくてもよい機能に修正する。	当市の条例では印鑑登録原票に「性別」の管理項目が存在しないため。	仕様書 修正	帳票に性別の欄を設けるかについて、選択できる仕様としているため、項目「性別」を実装してもしなくても良い機能に修正する。
		【実装しない機能】に「転出予定の有無を登録できること。」と記載がある。	「転出予定日の前日までの転出予定の有無を登録できること。」に修正する。	転出予定日の前日までは印鑑登録が行えるが、転出予定日が以降は、転入手続きが完了していても住民基本台帳は除票となるため印鑑登録をすべきでない。転出予定日以降転出確定までは、その状況が印鑑登録画面で把握できる必要があると考えるため。		

Ⅲ 主なご意見と対応

■ 異動履歴関連 (1/1)

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 機能要件	1.2.1. 異動履歴の管理	・異動処理年月日	・異動日と処理日の項目を分ける。	異動日と処理日が異なった場合、どちらが設定されるかわからないため、それぞれ「異動日」「処理日」で分けるほうがわかりやすいと考えるため。	仕様書修正	異動履歴として管理する日付は異動日・処理日・通知日とする。 (住民記録システムとの整合をとるため) また、それ以外の日付管理については削除とする。 (異動事由と紐づけすることで管理できるため)
	1.2.2 異動事由	【実装すべき機能】中の異動事由に「登録」と記載がある。	「登録」の記載を「即時登録」・「保証人登録」に分けて整理する。	適正な事務処理を行うために、異動履歴には区別して記載することが望ましいため。	仕様書修正	異動事由「登録」は、「即時登録」「回答登録」とし、「職権登録」・「照会登録」は削除する。 (職権登録は想定しづらいため、また照会登録は回答登録によって本登録とされるため) また、「4.3.1.保証人確認」に下記を追加する。 「異動事由を「保証人登録」とし異動履歴が管理できること。」
	— (記載なし)	○登録の事由 ・改印 ○抹消の事由 ・改印	改印の際に異動事由は不要でしょうか。	対応なし	当該仕様書においては「改印」の概念は設けない。印鑑登録を抹消させてから、登録とする。 ただし、当該規定は画面操作として連続的に実施可能とすること等の画面要件を妨げるものではない。	

Ⅲ 主なご意見と対応

■ 印影登録関連 (1/1)

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 機能要件	4.2.1. 即時登録	登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。	－ (削除)	登録印が他の者が登録していたかどうかをシステムで検知することは極めて困難であり、機能要件に含むことは適切ではない。	仕様書 削除	修正案を反映する。 (システム上判別できないことであるため。)
		住民票の氏名に漢字表記がされている外国人住民については、簡体字又は繁体字による印影の印鑑も、住民票における文字と同一の文字を表している限り、登録できること。「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」(平成23年法務省告示第582号)により、住民票における文字と同一の文字を表していると認められる文字による印影の印鑑を登録できること。	－ (削除)	登録される印影について通称なのか、本名なのか、氏のみなのか、名のみなのかの判断は、登録者の判断に委ねられるところであり、システムの機能としての定義いただいてもシステムで何もすることができません。(業務運用上の定義としては必要なこととは認識しています)	仕様書 削除	修正案を反映する。 (システム上判別できないことであるため。)

Ⅲ 主なご意見と対応

■ 照会関連 (1/1)

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 機能要件	4.4.1. 仮登録 (照会中) (新名称: 「照会中」)	【実装しない機能】 印影無しで仮登録(照会中)での登録ができること。	【実装しない機能】を【実装してもしなくてもよい機能】に修正する。	自治体によっては、印影無しで仮登録(照会中)を行っているケースもあるため、実装してもしなくても良い機能としていただきたい。	仕様書追加	照会において、1回目に代理人が来庁した際に押印された印影と照会書に押印された印影が一致していることで、本人が意図する印鑑が登録されたことを確認する必要があることから、印影無しの登録は許容しない。 一方、現状、照会中ステータスに変更した際における印影がない場合の制御がないため、エラーを出すように追加する。
	4.4.7. 照会中の印鑑の変更 (削除項目)	【実装すべき機能】 回答書に基づく印鑑の登録時に、印鑑を変更したい旨の申出があった場合は、仮登録(照会中)の印鑑登録原票の内容を保持して4.2.1(即時登録)の入力に移行できること。	－(削除)	仮登録(照会中)における印鑑の変更は今まで申出がない。このような申出があった場合、仮登録を取下げした上で、新規の登録を受け付ける運用が一般的であると考えており、この機能は過剰機能となるため。	仕様書削除	当該記載を削除する。 (過剰機能であるという意見を複数いただいたため。)

Ⅲ 主なご意見と対応

■ 保証人確認関連 (1/1)

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 機能要件	4.3.1. 保証人 確認	【実装してもしなくても良い機能】 保証人による登録を行う場合、保証人確認票を表示できること。	【実装すべき機能】とする。	保証人による印鑑登録の運用を実際に行っており、実装されなかった場合に事務の手間が生じるため。	対応なし	対応なし。 (保証人確認の運用自体が実施している自治体・実施していない自治体様々であるため。)
第5章 様式・帳票 要件	20.1.1 出力 様式・帳票	【実装してもしなくても良い機能】 ・保証人確認票	20.2.3印鑑登録確認通知書の前に記載する	実装してもしなくても良い機能に保証人確認票と印鑑登録確認通知書がありません。様式に「印鑑登録確認通知書」の記載はあるが、「保証人確認票」の記載がないため。	仕様書 削除	「印鑑登録確認通知書」の様式を削除する。 (【実装してもしなくても良い機能】は様式を規定しない方針であり、「印鑑登録確認通知書」の様式は記載不要であったため。)

Ⅲ 主なご意見と対応

■ 住民記録システム連動関連（1/1）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 機能要件	6.2.3. 住民記録連動抹消	外国人住民について、氏名のカタカナ表記に基づき作成された印鑑を登録している場合において、氏名の順序等の変更があったとき、住民記録システムと連動して当該印鑑の登録を抹消できること。	「氏名の順序等の変更」について、定義内容を詳細化する。	氏名の順序等の変更とは何を指すか具体的に定義した方が良いと考えるため。	仕様書修正	「当該記載は削除とし、「住民記録連動修正」において「氏名のカタカナ表記の変更」「氏名のカタカナ表記の削除」とした。
		【実装すべき機能】 …また、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除…に該当した場合については、住民記録システムと連動し、アラートでその旨を表示し、個別に確認のうえ処理することができること。	【実装すべき機能】 ～に該当した場合には、住民記録システムと連動し、データを一時停止した上でアラートでその旨を表示し、個別に確認のうえ処理するとともに、該当者一覧ファイルを作成できること。	アラートで個別に指示をする前に、システム上で一時停止を行うことで誤った証明を発行することが防ぐことができる。また、対象者一覧を出力できるようにすることで、作業漏れが出ることを防ぐことができるため。	仕様書修正	・アラートではなく、エラーに修正し、個別確認が行われる前には証明書等が発行できないように修正する。 またエラー該当者を一覧で確認できること、又は抽出したファイルを作成することを追加する。 ・「氏名のカタカナ表記」の変更、「氏名のカタカナ表記」の削除に該当した場合についても、エラーの対象とし、6.3.2. 住民記録連動修正の【実装すべき機能】に追加する。
		【実装すべき機能】 …また、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除…に該当した場合については… 【実装してもしなくてもいい機能】 …外国人住民について、氏名のカタカナ表記に基づき作成された…	【実装すべき機能】 …また、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除、カタカナ併記名の変更、カタカナ併記名の削除…	氏名変更やカタカナ併記名の変更等、住民記録の変更時にアラート表記されないと気付くことができない。カタカナ併記名は印鑑登録証明書の記載項目であるため、管理上アラート表記及び個別対応が必要である。		

Ⅲ 主なご意見と対応

■ 指定都市関連（1/1）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 機能要件	1.1.1 日本人 住民データの 管理	【印鑑登録のその他の項目】に、次の項目が含まれていない。 登録時の区名	【印鑑登録のその他の項目】に、指定市においては、次の項目を追加する。 登録時の区名	指定市では、市内の異なる区へ異動した場合でも、異動前の印鑑登録を引き継ぐ運用をしている指定市が多いと想定する。しかし、可視台帳は登録をした際の区で保管・管理とする場合もあるため、印鑑登録を行った区をデータとして管理していないと、可視台帳を探すことができなくなるため。	仕様書 修正	下記項目を実装してもしなくても良い機能として、住民データに追加する。 「登録時の区名」 （同様の運用をしている自治体全体にメリットがあると考えられるため。）
	1.3.4. 公印管理	－（記載なし）	【実装してもしなくてもよい機能】に「政令指定都市の場合、他区分の公印も管理できること」の項目を加える。	当市では印鑑登録証を持参すれば、住所区に関係なく印鑑証明書を発行することができる。受付区＝住所区ではなく、他区分の公印を管理する必要があるため。	仕様書 追加	【考え方・理由】に「また、指定都市の場合は他区町村長の公印を管理できることも含む。」を追加する。
	4.2.1. 即時登録、4.3.1. 保証人確認、4.5.1. 印影読込、等	－（記載なし）	【実装すべき機能】に「政令都市においては、区を越えた処理が可能であること。」を追加。	当市では、印鑑条例を区としてではなく、市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	仕様書 追加	「1-3対象(1)対象自治体」において、「また、指定都市においては、第4章機能要件の中で示す4（印鑑登録）、5（印鑑登録の廃止）、6（職権処理）及び8（印鑑登録証明書）については区を越えた処理を可能とする。」といった旨を追加する。

Ⅲ 主なご意見と対応

■ その他の意見（1/4）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 業務フロー等	6.2.1. 職権抹消	後見開始の審判に基づく通知が届いた場合に、来庁依頼を行い、来庁時に意思能力を確認後に処理。	後見開始の審判に基づく通知が届いた場合に、抑止設定を入力。 その後来庁依頼を行い、来庁時に意思能力を確認後に処理。	意思能力確認前に、誤って証明書を交付することを防ぐため。	仕様書修正	令和元年12月12日総行住第128号問2のフロー（既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合には、当該印鑑の登録を職権で抹消した上で、その者に対し、当該印鑑の登録が抹消されたことを通知するとともに、再度印鑑の登録を受けるための手続きについて案内する）に修正する。 また、機能要件においても原則として抹消となる旨記載する。ただし自動抹消ではなく、抹消の通知や再度印鑑の登録を受けるための案内の必要があるため、エラーとして表示し個別に確認することとする。
第4章 機能要件	2.1.3. 基本検索	「操作者が対象者を手入力で検索する」ように読み取れる	登録番号を印鑑登録カード等からカードリーダーで読み取ることで対象者を検索できるようにする。 また、旧登録番号のカードを読み取る場合は、9から始まる15桁（足りない桁は0埋めなど定めるべき）の番号に自動で変換をかけるようにする。	手入力より早く・正確に対象者を検索できるため。 手入力では約10秒、カードリーダーによる読み取りは約3秒 例）1,000件対象者を検索する場合 手入力：166分40秒 読み取り：50分 カードリーダーによる読み取り：約116分40秒 効率化が図れると想定される。	仕様書追加	手入力での検索方法は残しつつ、登録番号を印鑑登録カード等からカードリーダーで読み取ることで対象者を検索できるようにする。 1.1.1及び1.1.2に「印鑑登録証データとして管理する項目（1.3.5参照）」を追加する。

Ⅲ 主なご意見と対応

■ その他の意見 (2/4)

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 機能要件	1.1.5. 年月日の管理	登録年月日は空欄を許容しない項目となっているが、不詳日を選択できない。	登録年月日においても不詳日を許容する。	登録年月日について、古くからの印鑑登録情報のものにおいては登録年月日が不詳のものもある。不詳日を許容いただきたい。	仕様書追加	下記について盛り込む。 「また、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する登録年月日についても以下の不詳日を許容すること。」
	1.3.2. 印鑑登録番号付番	「登録番号は、自動で連番を割り振るか、番号を指定して手入力するかの方法で登録できること。」と記載がある。	「登録番号は、自動で連番を割り振るか、番号を指定して手入力するかの方法を選択して、登録できること。」に修正する。	現仕様書案だと、選択式を採用したいのに自動付番のみしかできなくても可になってしまうため。	仕様書追加	下記を【実装しなくても良い機能】とする。 「登録番号は、自動で連番を割り振る方法、番号を指定して手入力する方法及び登録番号を印鑑登録証等からカードリーダーで読み取る方法のうち複数の方法を備え、場合に応じて方法を選択して、登録できること。」
	1.3.2. 印鑑登録番号付番	「既に交付済みの印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの登録番号を旧登録番号に入力する際に、交付済み印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの磁気又は集積回路を付した磁気カードに記録された印鑑登録番号をICカードリーダー又は磁気テープリーダーで読み取り登録できること。」とある。	削除とする。	交付済みの印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの登録番号を旧登録番号に登録するのは、標準準拠システム移行時一斉に実施することであり、個別に住民に印鑑登録証等を持参いただいて登録することはないかと考える。	仕様書削除	修正案を反映する。
	1.3.5. 印鑑登録証データの管理	【実装しない機能】 印鑑登録について、以下の項目を管理できること ・住基カード	【実装しなくてもいい機能】 印鑑登録について、以下の項目を管理できること ・住基カード に修正する。	印鑑条例の附則に経過措置として現に印鑑登録証としての機能を付加されている住基カード等については、住基カードの期限に関係なく印鑑登録証とみなすこととなっているため【実装しない機能】とすることはできないと考える。	仕様書修正	現在住基カードを使用している住民がいることを鑑み、【実装しなくても良い機能】とする。

Ⅲ 主なご意見と対応

■ その他の意見 (3/4)

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 機能要件	7.1. 印鑑登録証 -7.1.1. 印鑑登録証	「プラスチックカードによる印鑑登録証の交付に対応できること」	「プラスチックカードによる印鑑登録証については、磁気テープに印鑑登録番号を記録する場合もあり、流通している複数の規格の磁気ストライプカードに対応すること」を追加する。	自治体によってプラスチック製のカードに磁気テープを貼付し、その磁気テープに印鑑登録番号を記録していることがある。その磁気テープの規格は、導入年により異なる。この規格を限定すると、現在使用している印鑑登録証の磁気テープを読み取ることができなくなり、全ての印鑑登録証を交換することもあり、自治体窓口での負担が膨大となるため。	対応なし	対応なし。 (磁気テープの規格について特に限定していないため) また、印鑑登録者識別カードについて、自動交付機に使用するカードに限らない旨を追記する。
	7.2. 印鑑登録者識別カード -7.2.2. 必要事項登録	印鑑登録識別カードに必要な事項(登録番号、登録者暗証番号)を記録できること。	印鑑登録識別カードに必要な事項(登録番号)を記録できること。	当市では、「登録暗証番号」は、令和4年12月に廃止予定の自動交付機(専用端末機)での発行時のみ使用しており、窓口での交付では使用していない。自動交付機廃止後は、「登録暗証番号」の登録等の要件は発生しなくなるため、「登録暗証番号」は、【実装してもしなくても良い機能】として頂きたい。	仕様書修正	暗証番号は、「実装してもしなくても良い機能」に修正する。
	7.2. 印鑑登録者識別カード -7.2.4. 登録者暗証番号設定	登録者暗証番号は、半角英数字で6文字以上、16文字以下(英字は大/小文字を混在、英字と数字を組み合わせて設定できること。)とすること。	登録者暗証番号は4桁の数字とする。	印鑑登録証明書は頻繁に必要な証明書ではなく登録者暗証番号の使用頻度も少ないと想定されるため、これを複雑にすると必要な時に思い出せず再設定等の手続きが多発する懸念がある。住民サービス向上のため登録者暗証番号は簡便なものとするのが望ましい。	仕様書修正	修正案を反映する。 (利用者証明用電子証明書においても暗証番号は数字4桁であるため。)
	8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	停止期間は最長1年とし、更新できること。	停止期間を設定でき、停止期間が到来したらアラートを表示すること。	区印鑑条例施行規則では、緊急性がある場合、電話で不受理届を受け付けることができるが、その場合は、不受理期間を14日以内としている。そのため、14日経過後に職権で不受理の解除を行う必要があるため。	仕様書修正	修正案を反映する。 また、停止開始日及び停止終了予定日についても管理することとする。なお、当該項目はあくまで一時停止(緊急性がある場合など)を想定しているため、その他の事由で停止する場合は、抑止設定で対応する旨を追記する。

Ⅲ 主なご意見と対応

■ その他の意見 (4/4)

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 機能要件	11.2. アラート表示	アラート番号2「年齢が15歳未満の場合」	アラートではなく、エラーとする。	印鑑登録証明事務処理要領第2-1-(2)により、15歳未満の者は印鑑登録ができないものと定められている。よって当該処理は入力等を確定できるものではないものと捉え、エラー扱いするべきと考えるため。	対応なし	対応なし。 (高校の奨学金申請の際に必要な場合等、15歳未満の登録は発生することからアラートとしたため。考え方・理由に記載済み。)
	11.2. アラート表示	アラート番号7「世帯内に印鑑の登録を受けた者が存在し、かつ印影が登録されていない印鑑が存在する場合」	－ (削除)	印鑑登録を受けて印影が登録されていないという状況がどうい状況か不明瞭。	仕様書削除	当該アラートを削除する。 (印影がない印鑑登録がなされる事象は発生し得ないため。)
	11.2. アラート表示	アラート番号8「登録番号が自動付番の場合で、欠番が発生した場合」	－ (削除)	自動付番でどのようにして欠番が発生するのか不明瞭。	仕様書削除	当該アラートを削除する。 (事象が発生するケースは想定されないため。)
	11.2. アラート表示	－ (記載なし)	転出予定者については、印鑑登録及び印鑑登録証明書を発行する際にアラートを表示する。	転出予定者の場合は、他市区町村に転入していないか等の確認が必要なため、アラートが必要と考える。	対応なし	対応なし。 (新住所と前住所両方で同日付の印鑑登録を取得する場合、「印鑑登録証明書を取得→転出届出を提出→同日に転入届を提出→印鑑登録→印鑑登録証明書を取得」といった方法を想定するため。)
	11.2. アラート表示	アラート番号15「印鑑登録証等に利用中の個人番号カードの運用状況が一時停止の場合」 アラート番号16「印鑑登録証等に利用中の個人番号カードの運用状況が廃止の場合」	削除とする。	個人番号カードの状態について、住民記録システムにおいても管理していないため、取得不可かと考える。	仕様書削除	当該アラートを削除する。 (ご指摘のとおり住民記録システムにはなく、J-LISから個人番号カード状態について印鑑登録システムに連携する仕組みとなっていないため)

IV ご質問と回答

IV ご質問と回答

■ ご質問（1 / 1）

No.	項番	ご質問	回答
1-1	1.1.4. 空欄	登録年月日は本登録を行った日と認識している。照会中の場合は空欄ではなく照会を行った日を入力し、回答時に修正を行う運用となるのか。	照会中の場合は仮登録の状態であるため、空欄が許容されます。
1-2	1.3.2. 印鑑登録番号付番	既に付番されている登録番号が仕様書の番号体系に合致しない場合は、9からはじまる番号が自動で新たに割り振られ、実際の番号は旧登録番号としてデータの保持はされるという認識であっているか。	15桁に満たない場合には、左側を0で埋め、仕様書の番号体系に適合することが可能なため、頭番号に9を入れる必要はないと想定します。
1-3	2.1.3. 基本検索	「年月日を指定して複数条件検索、項目内部分検索ができること。」とあるが、定義している内容は何か。	住民記録システム仕様書における記載と同様の内容を指します。
1-4	1.3.5. 印鑑登録証データの管理	印鑑証明書の発行履歴について、現在、コンビニ交付システムからの発行履歴は確認できないが、新システムでは、コンビニ交付システム等からの全ての発行履歴が確認できるようになるということでしょうか。	ご指摘のとおり、コンビニ交付システム等からの発行履歴を確認できる仕様になるよう検討を進めています。
1-5	4.1.2. 世帯内印影比較	「世帯内印影の比較が可能なこと。」とあるが、システム上で印影比較が可能ということか。	システム上の対応ではなく、目視で対応できることを想定しています。（※詳細な実装方法はベンダ対応） また、当該機能については可視台帳を作成しない場合の機能とします。
1-6	4.6. 印鑑登録原票の改製	印鑑登録原票の改製がどのような意図の機能か。当市では印鑑登録原票に関して、履歴の保持や満欄等の概念がなく、改製という機能がどのように運用されるのかが不明であるため。	住民票の改製と同様、履歴が満欄になった際の手動改製を指します。ご指摘を踏まえ、「合併等に伴ってシステムが入れ替わり、過去の異動履歴を全部消し去ること。」といった内容を用語集に盛り込みます。
1-7	6.3.2. 誤記修正	誤記修正の中に印影の入力誤り（上下誤り）などの修正も可能か。	印影については、誤記修正ではなく4.5印影登録において対応が可能となります。 また、「スキャナで読み込んだ印影を回転させ、体裁を整えることができること。」としているため、上下誤りについてはシステム内にて修正可能と考えます。

V 今後の検討課題

V 今後の主な検討課題

今後、下記の事項等について検討の上、今秋以降、来年夏までに標準仕様書【第1.0版】の更なる改定を予定。

項目	内容
機能要件	<p>本書「Ⅱ ご意見を踏まえた個別の論点」に記載した以下の事項について、本日の討議を踏まえた見直しを検討。</p> <ul style="list-style-type: none">• 印鑑登録事務における決裁について、紙の決裁等を許容するか• 印影の登録時におけるゴミの除去を許容するか• 印影の登録時に記録する項目の必要情報 <p>帳票に使用するフォントについて、再度検討。（住民記録システムにおける議論と同様） ※IPAmj明朝において、英数文字について等幅（固定ピッチ）でない。標準化の方針として桁数を指定する以上等幅のフォントで規定する必要がある。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">• データ要件、連携要件及び非機能要件について、今後デジタル庁を中心に検討が進むことから、それらの結果を踏まえた見直しを検討。• 業務フローを別冊化する等、さらなる見やすい仕様書のつくりについて見直しを検討。

※ 住民記録システムや附票システムの標準仕様書の改定・検討過程を通じて、印鑑登録システムの標準仕様書の見直しが必要となる場合にも随時検討。

Appendix アンケート結果

Appendix アンケート結果 (1/6)

- 全国照会ではアンケートも実施し、各自治体における印鑑登録業務の実施状況等を収集しました。
- 標準仕様書の検討において、根拠情報として活用しています。

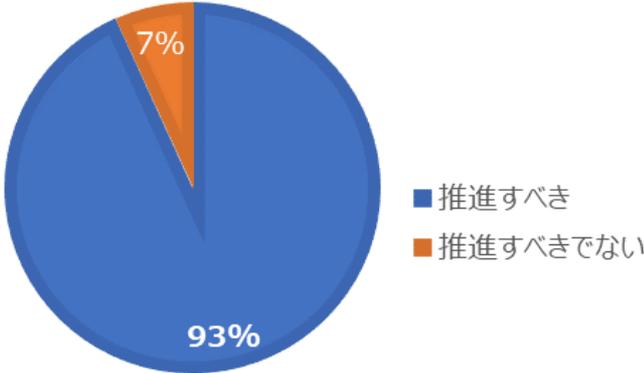
質問

回答結果

質問① 印鑑登録システムの標準化について

貴自治体の状況も鑑み、下記いずれの方針がよいと考えるか。

- ① 印鑑登録事務の標準化を推進すべきである。
- ② 印鑑登録事務の標準化を推進すべきでない。



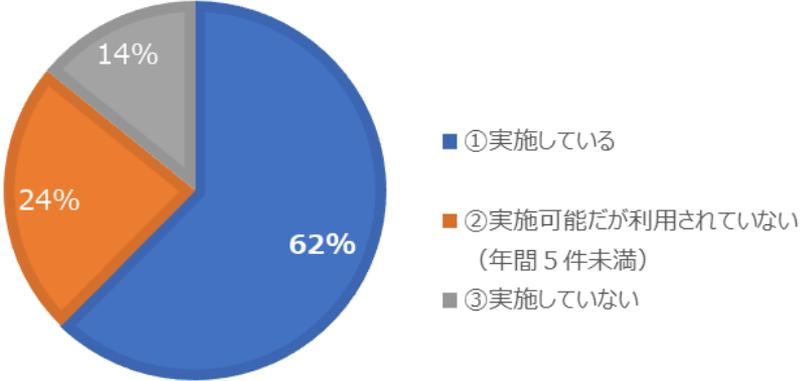
質問

回答結果

質問③ 保証人確認による印鑑登録の実施の有無について

保証人確認による印鑑登録の実施の有無について、貴自治体の現状について選択いただきたい。

- ①保証人確認による印鑑登録は実施可能であり、利用されている。
- ②保証人確認による印鑑登録は実施可能だが、ほとんど利用されていない（年間5件未満）。
- ③保証人確認による印鑑登録は実施していない。



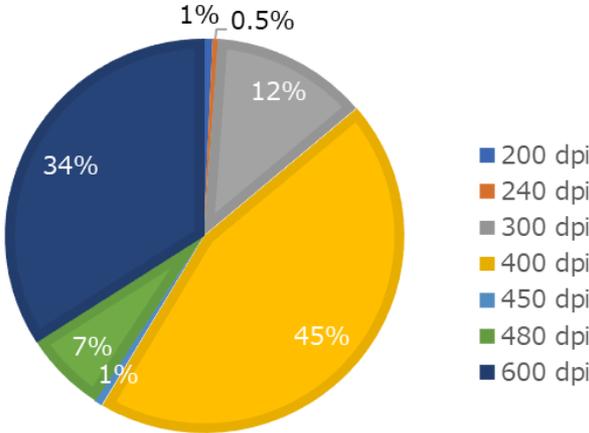
質問

回答結果

質問④ 印影データの解像度について

(1) 貴自治体が、現行システムで取り込んでいる印影データの解像度を伺いたい。(単位：dpi)

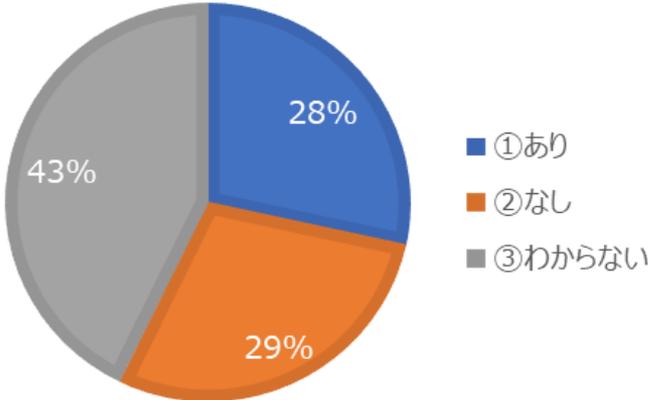
(1)の回答



(2) 現行のスキナで取り込んでいる印影データよりも解像度の低い印影データの有無について伺いたい。

(2)の回答

- ① 有り
- ② 無し
- ③ わからない



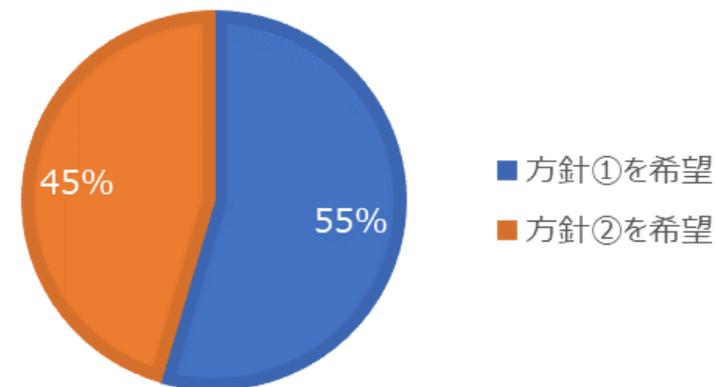
質問

質問④ 印影データの解像度について

(3) 貴自治体の状況も鑑み、下記いずれの方針がよいと考えるか。

- ① システム移行時に、すべての印影データを600dpiに統一する。
- ② 新規で取り込む印影については600dpiに統一し、過去の印影データについては600dpi以下として、そのまま移行する。ただし、600dpi以外で出力した印鑑登録証明書には、600dpiではないことの注釈書きをする。(解像度が異なるデータが混在することにより、システム内の印影比較については精度が落ちる。)

回答結果



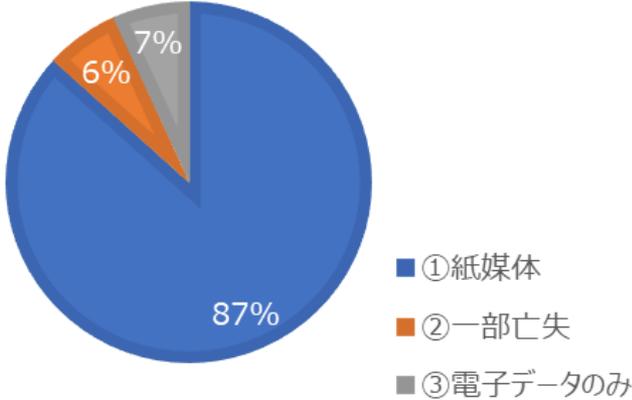
質問

回答結果

質問⑤ 印影・印影データの保管について

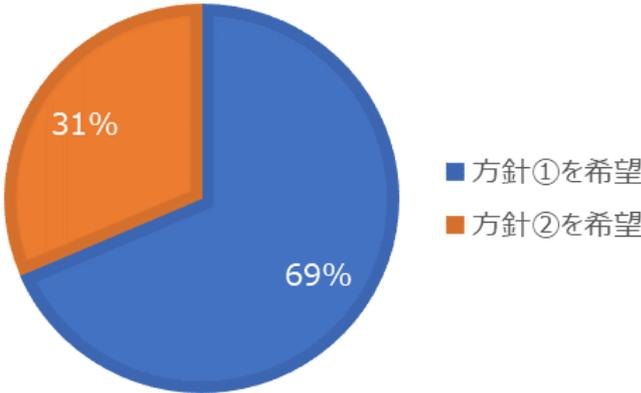
(1) 印影・印影データの保管状況について、貴自治体の現状を選択いただきたい。

- ① 印影は紙媒体での管理をおこなっている。
- ② 印影は紙媒体での管理をおこなっているが、災害等の理由により、一部亡失し、電子データのみで管理を行っているものもある。
- ③ 電子データにおいて管理しており、紙媒体での管理を行っていない。



(2) 貴自治体の状況も鑑み、下記いずれの方針がよいと考えるか。

- ① 印影については紙媒体（可視台帳※1）での管理を行う。
- ② 印影についてはバックアップ体制や偽造防止体制を整えたうえで、電子データで管理することとし、紙媒体は破棄する。



※1 【可視台帳】…印影を紙に押下した紙原本を指す。